

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

改正概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等の改正

国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合（以下「WP. 29 第 197 回会合」という。）において、「側面保護装置に係る協定規則（第 73 号）」が日本の保安基準に取り込まれることとなったほか、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」等の改訂が採択されたことに伴い、以下のとおり改正を行う。

(1) 「審査事務規程」別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正等を行う。

- ・細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（4 項目）
 - ① TRIAS 11(2)-R062-01 二輪自動車等の施錠装置試験（協定規則第 62 号）
 - ② TRIAS 18(2)-R073(1)-00 側面保護装置試験（協定規則第 73 号（単品））
 - ③ TRIAS 18(2)-R073(2)-00 側面保護装置試験（協定規則第 73 号（車両））
 - ④ TRIAS 40(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車両後退表示投影装置））

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（15 項目）

- ① TRIAS 08-J041(3)-02 電気重量車電力消費率試験（JH25 モード）
- ② TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
- ③ TRIAS 12-R131-03トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 131 号）
- ④ TRIAS 17-R134(1)-03 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号）
- ⑤ TRIAS 17-R134(4)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 134 号）
- ⑥ TRIAS 17-R134(5)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号）

- ⑦ TRIAS 17(2)-R156-02 プログラム等改変システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.2.に限る))
- ⑧ TRIAS 21-R176-01 視界アシスタント試験(協定規則第 176 号)
- ⑨ TRIAS 32-J052R048-06 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
- ⑩ TRIAS 32-R149-02 照射灯火試験(協定規則第 149 号(前照灯))
- ⑪ TRIAS 33(3)-R148-02 信号灯火試験(協定規則第 148 号(低速走行時照射灯))
- ⑫ TRIAS 44-R046(1)-03 後写鏡等試験(協定規則第 46 号)
- ⑬ TRIAS 44-R046(1-2)-03 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置(協定規則第 46 号)
- ⑭ TRIAS 44-R046(2)-04 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験(協定規則第 46 号)
- ⑮ TRIAS 99-R156-02 プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.に限る))

(3) 誤記修正等(4項目)

- ① TRIAS 12-R152-04 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験(協定規則第 152 号)
- ② TRIAS 22-R017(1)-05 座席及び座席取付装置試験(協定規則第 17 号(乗用等))
- ③ TRIAS 43(7)-R138-03 車両接近通報装置試験(協定規則第 138 号)
- ④ TRIAS 44(2)-J130-01 後方視界看視装置取付装置等試験

(4) 「審査事務規程」別表 2(外国の試験機関)について、試験機関(DEKRA)に対して新たな試験項目の追加を行う。

2. 「車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程」(平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号)の改正

WP. 29 第 197 回会合において、新たに日本において採択されることとなった協定規則の追加を行う。

3. 「認証審査手数料収納等取扱要領」(平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 3 号)の改正

道路運送車両法関係手数料規則の改正に伴い、試験費用額を定める改正を行う。

4. 「審査関係連絡事項」(平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号)の改正

WP. 29 第 197 回会合において、新たに日本において採択されることとなった協定規則の追加を行う。

5. 「認証審査手数料マニュアル」(令和 7 年 12 月 24 日 自交審第 1004 号)の改正

道路運送車両法関係手数料規則の改正に伴い、試験費用額算定の具体的取扱いについて必要な改正を行う。

6. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
(令和8年6月4日国土交通省令第59号)
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
(令和8年6月4日国土交通省告示第671号)

7. 施行日

令和8年6月30日

以上